



知っておきたい！福祉の話

☎ 社会福祉課障がい者福祉係（市役所 1 階 ☎ 番窓口 ☎ 23-3331 内線 319・320）

交通事故や転倒などで頭を強くぶついたり、脳の病気になった方の中には、脳にダメージを受けたことで認知障がいや社会的行動障がいなどの症状「高次脳機能障がい」が表れる方もいます。

特に「高次脳機能障がい」は、外見では障がいがあることがわかりにくい障がいです。

本人が自覚するころには、発症からかなりの時間がたっていることも珍しいことではありません。

そのため、自覚するまでの間に、仕事での失敗や対人関係でのトラブルなど、社会生活に支障が出ることもあります。

○認知障がいの症状（例）

- 新しいことを覚えられなくなった
- うっかりミスが多くなった
- 物事を計画的に進められなくなった

○社会的行動障がいの症状（例）

- 自己主張やこだわりが強くなった
- イライラしたり、怒りっぽくなった
- 我慢できないことが多くなった
- 人に頼るようになったり、子どもっぽくなった
- 人との約束を守れなくなった

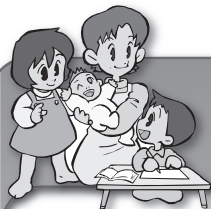
おこころあたりのある方、不安を抱えている方は、下記までご相談ください。

相談窓口

北海道室蘭保健所（子ども・保健推進課精神保健福祉係）

室蘭市海岸町 1 丁目 4-1 むろらん広域センタービル内

☎ 0143-24-9847



児童家庭課からのお知らせ

☎ 児童家庭課児童家庭係（市役所 1 階 ☎ 番窓口 ☎ 23-3331 内線 317・323）
大滝総合支所（☎ 68-6111）

「児童扶養手当」や「特別児童扶養手当」を受けている方は、毎年、現況届を提出していただく必要があります。

この届出が提出されないときは、受給資格があっても 8 月以降の手当が受けられません。

また、2 年間届出をしないと受給資格がなくなりますので、期間中に必ず提出してください。

児童扶養手当現況届の提出は 8 月中です

受付日時

8 月 1 日(木)～30日(金)

午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分

※ 8 月 26 日(月)～29 日(木)は午後 8 時まで（大滝総合支所は除く）

受付場所 上記問い合わせ先

持ち物

関係書類を郵送しますので、記載しているものを持参してください。

※該当する方に送付している「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」（緑色の様式）もこの期間に提出してください

特別児童扶養手当所得状況届の提出をお忘れなく

受付日時

8 月 12 日(月)～ 9 月 10 日(火)

午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分

※ 8 月 26 日(月)～29 日(木)は午後 8 時まで（大滝総合支所は除く）

受付場所 上記問い合わせ先

持ち物

関係書類を郵送しますので、記載しているものを持参してください。



「市民後見人」養成講座のお知らせ

☎ 高齢福祉課高齢者福祉係（市役所 1 階 ☎ 番窓口 ☎ 23-3331 内線 302・303・309）

西胆振地区の 3 市 3 町では「住民相互の助け合い」という視点で、社会貢献に意欲と熱意をお持ちの一般市民の方が後見業務を担う「市民後見人」を養成するため、「市民後見人養成講座」を開催します。

養成講座では、成年後見制度の仕組みや、「市民後見人」に必要な心構え・知識・実務などを学びます。
※「市民後見人」として活動するためには、すべての講義を修了することが必要です

対象

- ① 研修終了日に満25歳以上で伊達市に居住する方
- ② これまでに未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人を解任されたことがない方
- ③ 破産していない方

参加費 無料

申込方法

受講申込書に記入し、担当まで郵送か持参してください。（受講申込書・募集要項は市ホームページをご覧くださいか担当窓口、地域包括支援センターで配付しています）

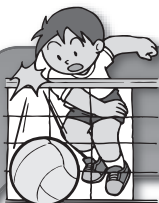
※担当窓口で「市民後見人」の詳しい活動の説明を行います。活動内容を十分にご理解の上、お申し込みください

申込期限 9月13日(金)

開催場所 4番以外は室蘭広域センタービル、4番は伊達市内の施設を予定

講義日程 8日間（予定）

| No. | 開催日 | 内容 | 時間 |
|-----|------------------|--------------|------------|
| 1 | 11月2日(土)・3日(日) | 基礎講座 | 9:00~15:50 |
| 2 | 11月23日(土)・24日(日) | 基礎講座・自治体講義 | 9:00~17:20 |
| 3 | 12月7日(土) | 基礎講座・自治体講義 | 9:00~15:50 |
| 4 | 12月上旬の2日間 | 演習(高齢者・障がい者) | 9:00~18:00 |
| 5 | 12月21日(土) | 書類作成演習・修了式 | 9:00~16:00 |



「ふるさと従兄弟(い〜とこ)」スポーツ祭

☎ 総務課総務係（市役所 2 階 ☎ 23-3331 内線 242）

ふるさと姉妹都市、歴史友好都市として交流している「亶理町」・「山元町」・「新地町」・「柴田町」の4町が伊達市に集まり、スポーツ祭を開催します。

各町の「サッカー」「バレーボール」「柔道」を行っているスポーツ少年団の小学生約140名が伊達市少年団の約100名と試合を通して、交流を深めます。

はつらつとした子どもたちのプレーをご覧ください。お待ちしております。

日時

8月11日(日) 午前9時～午後3時頃
※種目で終了時間が異なります

場所

柔道・バレーボール：市総合体育館
サッカー：まなびの里サッカー場



スポーツ祭って？

サミットとスポーツ祭を毎年交互に行っています。それぞれ持ち回りで開催していて、伊達市でのスポーツ祭は10年ぶりです。

前回、伊達市が開催地になったのは平成19年のサミットでした。

今回のスポーツ祭は震災後初でもありますので、子どもたちの競い合いにも、より力が入るのではないのでしょうか。